**白馬村景観審議会　公募委員募集要綱**

白馬村　建設課

**１，趣旨**

白馬村景観審議会は、白馬村の景観の育成などに関する重要事項について調査審議を行うため、白馬村景観条例に基づき設置する組織です。

この審議会で、景観育成などに関する御意見を幅広くお聞きし、景観行政に反映させるため、「白馬村景観審議会」の委員を公募します。

**２，募集人員**

　３名以内

**３，応募期間**

　令和６年10月４日（金）から令和６年10月18日（金）まで

（郵送の場合を含み、10月18日（金）17:00必着）

**４，応募資格**

次のすべての条件を満たす方とします。

（１）白馬村に住民登録している18歳以上の方（令和６年10月１日現在の満年齢）

（２）現に本村の他の審議会等の公募による委員に選任されていな方

（３）白馬村の職員及び議会議員でない方

（４）年に数回程度開催される審議会に出席できる方

（会議は原則として、平日･昼間に開催します（１回の開催時間は２時間程度））

（５）白馬村の景観やまちづくりの分野について、日ごろから関心をお持ちで、今後の景観政策の方向性や取組むべき施策などについて、意見を述べていただける方

**５，任期**

委嘱の日（令和６年11月1日）から２年間

**６，応募方法**

（１）所定の申込書に必要事項を記入し、下記の網掛け部に示しました内容に沿った小論文（800～1,000字程度）を添えて応募して下さい。

**「景観」という言葉が入っていればテーマは自由です。ご自身でテーマを設定し小論文を作成してください。（テーマは文字数にカウントしません）**

（２）応募は、郵送、持参のほか、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法とします。 （３）提出いただいた書類は返還しません。

**７，選考方法**

（１）書類選考により選考します。

（２）書類選考の結果は、令和６年10月下旬までに応募者に通知します。

**８，応募先・問い合わせ先**

（住所等）〒399-9393白馬村大字北城7025　白馬村役場　建設課

（電話）0261-85-0724

（ＦＡＸ）0261-72-7001

（電子メール）kensetsu@vill.hakuba.lg.jp

**９，その他**

（１）申込書は以下のページからダウンロードできます。 https://www.vill.hakuba.lg.jp/gyosei/soshikikarasagasu/kensetsuka/tochiriyou\_kenchiku/4\_1/keikankeikaku/9267.html

（２）応募書類の個人情報は、選考の目的のみに使用します。

（３）審議会は原則公開で行われます。また、委員として発言された内容は議事録として公開されます。

（４）審議会に出席していただいた場合には、白馬村の規定に基づき報酬及び旅費をお支払いします。